

# 明治初年の土地所有権の法的性格について (三)

宮 川 澄

はしがき——問題の提起——

- 一 徳川期における土地に対する支配関係 (以上第二一卷第三号)
- 二 明治維新における土地立法と土地所有権
- 三 一八七二年 (明治五年) 以降の土地立法の変遷 (以上第二一卷第四号)
- 四 沽券制度と土地所有権の関係
- 五 明治初年の地券制度の意味 (以上本号)

——以下次号——

## 四 沽券制度と土地所有権の関係

前項 (三) 一八七二年 (明治五年) 以降の土地立法の変遷で、一八七二年 (明治五年) 五月の『地所永代売買ノ解禁』 (太政官布告第五〇号) にもとづく土地所有権の法的意味を明らかにしておいた。そこでは一八七一年 (明治四年) の付制限の廃止と一八七二年 (明治五年) の田畑永代売買の禁令の廃止が土地に対する私的所有の法認に対してどのよう指向していたかを現実の農業生産の発展と結びつけて考察し、つぎのように指摘しておいた。すなわち、

明治初年の土地所有権の法的性格について (三)

『一八七一年(明治四年)の作付制限の廃止と一八七二年(明治五年)の田畑永代売買の解禁との間には、法令上の継続性を認めうるというよりも、そこには法令の目的乃至企図との間に断絶する法的意味の転換を認めうるのである』(立教経済学研究 第二一卷第四号一〇六ページ)

と指摘している。では、こうした指摘の法理論的根拠をどこに求めたのか。それはつぎの点にあると考える。すなわち一八六八年(明治元年)二月八日の太政官布告第一〇九六号による土地に対する百姓持の確認から、一八七一年(明治四年)九月四日の大蔵省達第四七号による田畑の作付制限の廃止までの、一連の土地立法にもとづく法的措置のもつ法的意味に法理論的根拠を見出したのである。それはこれらの土地立法のもつ法的性格が一八六七年(慶応三年)一〇月二五日の『京都市中へノ制札』によって確認された旧来の封建的諸関係の維持・承継にたつて、これまでの貢租関係における貢租負担者(名義人)を確定するために、土地の『百姓』持を宣言したに過ぎなかつたからである。これまでの土地立法にこうした法的意味を与えることは、つぎの主張によって例示することができると思う。たとえば岩倉具視は一八八二年(明治一五年)七月に『具視地所名称ノ更定等ニ関スル意見ヲ三条実美ニ示ス事』(岩倉公実記<sup>下</sup>卷<sup>下</sup>皇后宮職御藏版 明治三九年九月)<sup>1)</sup>のなかで、つぎのように述べている。すなわち、

『近來洋学新奇ノ説ニ眩惑シ横議ヲ逞フスル者叻ニ此金瓶無缺ノ国体ヲ以テ野蠻視シ外国君臣争奪比隣博噬ノ間ニ成ル所ノ国体ヲ以テ文明視シ其甚シキハ則チ天約民約等ノ妄説ヲ信シ国土ハ本来人間ノ共有ニシテ後世力優ル者功ヲ加フル者之ヲ占有スト謂ヒ……王朝ノ古国土ハ尽ク皇室ノ所有タルヘキコト見ル可キナリ夫レ當時宅地田園等売買ヲ禁セサリシハ壤土ヲ挙ケテ人民ノ所有トスルヲ許スニ非スシテ其土地ヨリ收穫スル所ノ利益ヲ所有スル所ノ利益ヲ所有スルノ權ヲ与ヘタルノミナレバナリ

而シテ其ノ土地ノ收穫ト謂ハスシテ直ニ宅地田園ト称スルモノハ土地ハ其收穫ヲ産出スル所ノ原質ニシテ土地ナケレバ茲ニ收穫ナキヲ以テ其原質ヲ仮称セルナリ

又聞ク徳川氏カ寛永二十年ニ売買ノ禁ヲ発セルハ豪族ノ兼併ヲ防カンカ為ナリ其幣ヤ密売横占ノ為訟庭ヲ煩フコト甚ク豊次

健訟ノ者遂ニ之ヲ占有スルコト多シト云フヲ以テナリ

明治五年ニ至リ朝議売買ノ禁ヲ解ク其ノ趣意ハ蓋シ古令ニ齊シキノミ然ルニ官有民有ノ名称ヲ用ウルヲ以テ臣民モ亦自カラ有土ノ權アルカ如キノ想ヲナセリ……

……民有地ノ名称ハ速ニ廢止シ復タ用キシムヘカラス更メテ永業ノ名目ヲ冠ラシ耕地ハ永業田其他ハ永業地ト稱スヘシ地券ヲ所有スル者ハ仍ホ田主畑地主ノ名目ハ用ウルコトヲ得セシムヘシ其地券ヲ売買讓渡シ其田畑ヲ使用セシムルコトハ一切盡ク如クナラシム但其名稱ヲ改メテ有土ノ權ナキヲ昭示スノミ尤其地券ヲ所有スルモノハ国租法ヲ遵守シテ地租ヲ貢納スル間ハ自由ニ其土地ヲ使用スルノ權ヲ有シ政府ト雖故ナク之ヲ奪フコトヲ得サルカ故ニ其名稱ヲ改ムルモ其実利ハ舊日ト異ナルコト無シ』  
(同上八四五〜八五二ページ)

となしている。ここでは土地は本来皇室の所有に属するものであるから、『民有地』の名称を『永業田・永業地』に改定すべきだと主張している。

こうした主張それ自体は、明治政府の一般的理解、つまり天皇制絶対主義の法制度的基幹となっていたとなしうるのである。このことは、伊藤博文による『憲法義解』（丸善株式会社 明治二二年四月）が、つぎの様に記述していることでも理解できるだろう。すなわち、

『所有權ハ國家公權ノ下ニ存立スル者ナリ故ニ所有權ハ國權ニ服屬シ法律ノ制限ヲ受ケサルヘカラス……維新ノ初元年十二月大令ヲ發シテ村々ノ地面ハ総テ百姓ノ持地タルヘキコトヲ定メタリ四年ニ各藩籍ヲ奉還シテ私領ノ遺物始メテ跡ヲ絶チタリ五年二月地所永代売買ノ禁ヲ解キ又地券ヲ發行シ六年三月地所ノ名稱ノ違ヲ糺シ公有地私有地ノ稱ヲ設ケ七年ニ私有地ヲ改メ民有地トシ八年ニ地券ニ所有ノ名稱ヲ記載シタリ地券離形ニ日本帝國ノ土地ヲ所スル者ハ必此券狀ヲ有スヘシ此皆歐洲ニ在リテハ兵革ヲ用キテ領主ノ專權ヲ廢棄シ或ハ巨大ノ金額ヲ用キテ以テ佃戸ノ為ノ權利ヲ償却シタル者ニシテ而シテ我カ國ニ於テハ各藩ノ推讓ニ依リ容易ニ統治ニ歸シ以テ之ヲ小民ニ惠賜スルコトヲ得タリ』(同上四九〇〜五一ページ)

とされている。これらの論者の主張自体は、明治初年の土地立法によって法認された土地に対する私的所有權が、い

まだ近代法上の権利という意味で把握していないことを示している。いうまでもなく近代法上の権利——従って土地に対する私的所有権にあって——が成立する前提条件は権利主体の法的概念構成と契約関係の法的概念構成が、具體的な法的事実の上で定着させられていることである。ところが、土地に対する四民平等が法令上において宣言されても、農業生産自体においては定着されえなかった。そうした時点では、権利 $\parallel$ 義務関係を構成する土地に対する私的所有権が、近代法上の権利として、いまだ登場しえないことは当然であった。

だから、一八七二年(明治五年)二月の『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)は、内実における近代法上の権利である、土地に対する私的所有権を付与する、法令上の根拠となるものではなかった。この地所売買の禁止を、法制上で解除したことは、現実の土地取引を承認したにすぎなかったが、しかし、少くとも土地に対する関係において、土地所有者の四民平等を法認したことを意味している。なぜなれば、土地を取引の対象として法認したことは、土地が取引・契約関係におかれたことを意味しているためである。ここでは、土地に対する私的所有権が、契約の自由によって表現される契約関係を媒介として、主体に帰属することを意味している。従って、この場合、主体は現実の経済的条件を捨象された、抽象化された主体 $\parallel$ 四民平等として、法令上で登場させられることになる。土地取引のこうした法的構成は、主体相互間の権利 $\parallel$ 義務関係を表現する二つの側面をしめすものとして、把握する可能性を導くことになる。ここから、近代法上の権利として、土地に対する私的所有権を把握する法的理解が導かれることになる。明治初年の性法(自然法)思想を根幹とする法思想の紹介によって、土地に対する私的所有権も他の所有権一般と同様に、一つの権利として把握されることになった根拠は、ここにあった。

明治初年においては、現実の生活関係を通して法的意識を具体的に形成させ、定着させることはできなかった。し

かし、農業における商品⇨貨幣經濟の浸透は、土地取引の自由を要求し、従って、契約の自由を土地關係に拡大させることになる。そして前記のように抽象的な法的關係を土地關係に適用する、一般的条件を導くことになる。經濟的要求にもとづいて、土地集中は事実上行なわれていたが、これを、法制度の上でも保障することが必要となる。ここでは、これまで紹介されていた性法（自然法）にもとづいて、土地關係を把握しようとする意味で、一八七二年（明治五年）二月の『地所永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）が重要な法的意味をもつものと指摘できるのである。こうした事由にもとづいて、明治維新以後、たんに旧幕時代の土地に対する旧慣を維持したにすぎなかった土地立法と、一八七二年（明治五年）二月の『地所永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）との間に断層の存在していることを指摘したわけである。<sup>(2)</sup>いま、明治維新以後、一八七二年（明治五年）二月の『地所永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）までの、土地立法の変遷を表示してみると、八八ページの表のようになる。

さて、一八七二年（明治五年）二月の『地所永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）をこのように把えるならば、すくなくとも法的意味においては、土地に対する利用・収益・処分という地位が、現実の農業生産のもつ具体的な社会・經濟的条件と結びついて機能することが明らかとなる。このことを、農業生産における実際でみれば、高利貸地主が土地を集中し、土地を失った農民が半封建的小作人に転落し、そこに半封建的小作人制度が支配的に再組織されたという事実を導くことになる。<sup>(3)</sup>これが、土地に対する絶対的・排他的な私的所有権の、法制度的確認のもつ現実的意味である。従って、土地に対する私的所有権は、農民に対する搾取を、法的に保障する手段となる。このことよって農民は、地主⇨小作關係からの經濟的強制と、法制的な私的所有権にもとづく法的強制的二重の強制を身にうけることになった。従って、農民の土地關係における法的地位は、それだけ弱体化した。こうした法的意味をもつ、土地に対す

明治初年の土地立法の変遷（その一）  
 1867年(慶応3年)～1872年(明治5年)『地所売買の解禁』まで

年次	区分	名称
1867年(慶応3年) 10.25	京都市中へノ制札	徳川祖先ノ制度美事良法ハ其儘被差置……
1868年(明治元年) 4. 8.7 12.18	太政官布告 太政官布告 太政官布告第1096号	外国人へ地所家作貸渡禁止 諸国税法之儀……妨ク旧慣ニ仍リ… 村々ノ地面ハ素ヨリ百姓持之地タルヘキ……
1869年(明治2年) 4. 5.17 6.4 6. 7.27 9. 10. 11.	東京府町触 東京府町触 民部省布告 太政官布告 太政官布告	東京府下町地讓渡沽券状書繼割印願書案 東京市中沽券状改正 山林田畑……区々ノ裁判モ有之…… 府県ノ専売禁止 府県奉職規則(第4項附) 諸藩津島ノ制ヲ禁止 百姓町人ノ西洋形船舶ノ所持許可 東京府下ノ武家地ハ自今東京府ノ管轄トスル
1870年(明治3年) 7. 8.24	太政官布告 太政官布告	検見規則 数年間検見ノ上其ノ租率ヲ定ムルコト
1871年(明治4年) 1. 8. 8.15 9.4 10. 11.	太政官布告 太政官達 大蔵省達第47号 太政官布告 太政官布告	貸金銀利息撤廃 一村限り土地永代売買ノ許可 東京府中官省用地ヲ土地トセス相對ヲ以テ掛合フヘキコト 田畑勝手作り 旧来ノ由緒ヲ以テ郷士・百姓・町人等所有地地子免除ノ分一切廃止シ自今相当ニ賦課スヘシ…… 東京府下武家地町地ノ稱ヲ廢シ地券発行シ地租ヲ上納……
1872年(明治5年) 1. 2.15	大蔵省達 太政官布告第50号	地券発行地租収納規則 地所永代売買ノ解禁

明治初年の土地所有權の法的性格について(三)

る私的所有権は、その存在の具体的表現としての地券と結びつくことになる。それは、土地に対する私的所有権が、觀念的表徴としての姿態をとって表現されるため、現実的把握を困難とするからである。土地に対する私的所有権を持つ者は、私的所有権に内包される法的権能を現実的に行使して、はじめて、法認識できることになる。明治初年において、権利Ⅱ義務関係の法的思考が、一般的に定着していなかった当時においては、地券が権利を表徴するための道具——公の証明書——として登場することによって、土地に対する私的所有権の存在が、外形的に明確化されることになる。それと同時に、租税収入を確保するための土地調査を必要としていた明治政府の要求を、具体的に実現しうる道具として、地券発行を利用することができた。また、農業生産の実際にあたっては、土地取引を容易にする手段として、地券が役立つことになる。地券発行は、こうした多様な役割を果たしたのである。だが、地券自体は、土地所有と土地取引の自由が前提とされた場合に、はじめて発行される。なぜならば、自由な土地取引がなされていないならば、土地所有権の確認は、土地取引の事実上の公認の結果にしか過ぎないからである。こうした区別をなしていないければ、徳川封建社会にすでに存在し、また、明治維新以後においても旧慣として承認された沽券状と地券との間には、ただ、土地に対する私的所有を公認する、権力的主体が変わったに過ぎないというだけの差異を除いては、同質的なものとして理解されることになる。両者の差異を、どこに求めえるのか。沽券状にあっては、土地取引そのものの確認——これは貢租負担者を確定しておくために必要であった——によって、土地に対する所有関係が、明確にされるという法的構成をとっている。ところが、地券にあっては、まず土地取引の自由が法制的に確認され、しかも、土地取引そのものは、当事者間における私法的関係として実現される。そして、地券は土地移転の事実を、対外的に確認する機能を認められている。従って、明治初年の土地立法を法制的にみる限り、一八七二年（明治五年）二月の

『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)——一八七二年(明治五年)二月の『地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)とは、土地に対する私的所有権の法認の意味を、これまでの沽券状から地券へと転換させる、法制的な発展として理解できるのである。かかる理解は、土地に対する私的所有権も、従ってまた、地券制度そのものも、これまで発展してきた農業生産における現実の関係を確認したにすぎないのであって、この土地立法によって、こうした所有関係が創設されたことを意味しない。ここでは、こうした農業生産の発展にたつて、沽券状→地券という、法形式上の転化を導いただけに過ぎなかった。このように、沽券状→地券への法形式上の転化は、土地に対する支配的事実の確認という、共通の基盤に支えられていると同時に、地券に表現された、土地に対する私的所有権の確認は、権利∥義務関係という法的概念を導入する契機をなしたという点で区別されることになる。農業生産の現実にあつては、かかる権利∥義務関係を定着させうる、一般的条件はもっていなかったが、すくなくとも、地券に対する法的意味が、土地移転の事実の対外的確認と、その結果としての、土地所有の事実の確認であることは、単なる土地所有の事実の確認に過ぎなかった、沽券状に表現された土地に対する所有権とでは、その法的性格を異にしていると考えられる。では、地券に表現されている、土地に対する私的所有権は、どういう法的性格をもつものであつたのか。これがまさに、問題となる。

一八七二年(明治五年)二月の『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)が、なされることになつた事由を要約すると、つぎの点にあつたといえる。徳川封建社会における農業生産の増大にもなつて、上層農の富農化現象が生じたこと。そして、この地主化が、農業生産に一般化されることになつたこと。ここから多くの有徳田畑(薄租の良地)が土地取引の対象となり、土地集中を一層増大させたことなど、農業生産における商品∥貨幣経済の浸透にもと



づく、土地関係の変化が実際に生じたこと。そして、これが明治政府の地租改正による租税収入の増大と確保の財政的要求と結合したことがあげられる。これら一切の事実が法制的・財政的要求と結合したことがあげられる。これら一切の事実の法制的確認として、この布告がなされたに過ぎなかったと指摘できる。だから、こうした土地取引の法制的確認は、当然のことながら、土地集中を増大させ、下層農の賃労働化・兼業化を導き、小作農・貧農に転落させ、そこに、地主Ⅱ小作関係の農業経営を一般化する基礎を形成しうる、法的根拠を提供した。この場合、地主Ⅱ小作関係は、地券に表現されている土地に対する私的所有権を法的根拠とし、小作人の地主に対する経済的隷属を、農村における半封建的關係として定着させることになる。こうして、地主Ⅱ小作関係は、土地関係における権利Ⅱ義務関係を成熟させるための道を切り開くことになる。もちろん、当時においては、権利Ⅱ義務関係を定着させる社会・経済的条件を、持つてはいなかった。だが、地主にとっては、こうした外形的な法制度の導入をはかり、政治的権力と結びついて、国家的な強制——法的強制——を背景として、地主Ⅱ小作関係を半封建的關係として維持することに、利益を感じたのである。そして、これが、明治政府にとっても、地主を自己に引きつけることができ、また、指向された天皇制絶対主義の政治的支配を、農村において強化する、政治的企図とも合致した。一八七二年（明治五年）二月の『地所永代売買ノ解禁』（太政官布告第五〇号）は、こうした法的機能を果すものとして評価される。と同時に、土地取引の対象である土地そのものも、全剰余生産物を地主徳米として収益しうる財産一般としての意味をもつことになる。ここでは、土地のもつ財産的価値Ⅱ土地の価格は、実際の収益を利廻によって還元して形成するという方法をとって確定される。<sup>(4)</sup> こうして、土地そのものが、財産一般として認識されることは、所有権一般の対象物に転化され、所有権一般の法的概念が、この土地に対する私的所有権にもあてはめられることを可能にする。こうして、一八七二年

(明治五年)二月の『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)を媒介として、一八七二年(明治五年)二月の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)によって、これまでの沽券状→地券への転換がなされたこと、そして、これは単に表示形式の差異だけではなく、その内容、つまり法的意味をもつことを指摘した。そこで、これまでの沽券状は、どういう意味をもっていたかを理解しておきたい。

徳川幕府も、農民間に行なわれていた、土地を一種の商品として流通させる慣行を、黙認せざるをえなかったことは、すでに述べた。そのことは、土地に対する私的所有の進展を黙認することを意味するわけである。徳川封建社会のもとでは、検地帳に登録されていた本田畑の永代売買禁止にもかかわらず、実際には、庄屋・年寄・五人組等の加判によって、事実上の土地取引の慣行が公認されていたのである。これは、土地取引を公認することによって、貢租負担者を明確にし、年貢の徴収を確保できたためであった。この場合、『沽券』を発行して、事実上の土地取引を証する素材として利用したのである。井上和夫氏は、『藩法幕府法と維新法』(巖南堂書店 一九四〇年七月)のなかで、つぎのような事例を示されている。すなわち、

『永代売渡申田地之事』

一、高九石余也 田畑居屋敷古新田方共

右者私儀去戌ノ御年貢不納候ニ付所持ノ田地内四半人半前田畑居屋敷古新田共代金四十三兩二朱ニ而永代売渡申処実正ニ御座候尤於此田地自御公儀様拝借者不及申外借書入何ニ而モ無御座候重而御蔵江御願申上御裏書証文請取相渡可申候右田地ニ付何様ノ異変御座候共請人罷出屹度将明貴殿江少モ御苦勞相掛申間敷候為後日之証文如件

田地売主 七右衛門 印

横目 與惣兵衛 印

当村（四郎丸村）

富七 殿

組	頭	九郎左衛門	印
同		四郎左衛門	印
同		儀右衛門	印
庄	屋	平兵衛	印
同		孫兵衛	印

『（同上下巻 二六八ページ）

こうして、沽券状は土地取引の事実を証明する証書であったが、たんに、当事者間になされた土地取引を証明する、私的証拠としての意味をもつものではない。ここでは、あくまでも、土地取引に対する領主的公認と、その結果としての土地の所持人の領主による權威的確定であった。従って、土地に対する所持を公証する機能を、この沽券状が果たしていたとされるのは、いづれも、領主的權力を媒介としてなされた、土地取引の公認と公証との反射的結果であり、沽券状自体が、そうした法的權威をもつものではなかった。土地取引の際に、沽券状の引き渡しを必要としたのも、こうした意味においてである。この意味での沽券は、相当広汎にわたって全国各地で行なわれていた。それは、日本民法典編纂の過程でなされた、全国の民事慣例に対する実体調査によっても、沽券が、土地取引の際に受渡されていたことを示す事例の多くが、報告されていることでも明らかとなる。『全国民事慣例類集』（司法省蔵版 一八七七年五月・改版 一八八〇年七月）第二編『財産』のなかの『財産所有ノ事』（第一章）には、沽券状による土地取引の慣行をしめす多くの事例が述べられている。いま、これを要約してみると、ほぼ、つぎのようなものがあったことを知りうる。いま、その事例を摘出してみると、つぎのようになる。すなわち、

明治初年の土地所有権の法的性格について（三）

(1) 手帳 (下総国結城郡) (2) 下ケ札・配符 (岩代国信夫郡) (3) 沽券 (北海道渡島亀田郡) (4) 手札 (越前国足羽郡)  
(5) 沽券状 (越後国蒲原郡) (6) 売券状 (出雲国島根郡) (7) 沽券状 (播磨国飾東郡) (8) 坪付 (安芸国沼田郡・安芸郡)  
(9) 券状・下札 (周防国吉敷郡) (10) 下ケ札 (周防国都濃郡) (11) 小下ケ札 (伊予国宇和郡)

などが記載されている。そして、これらの沽券状が、具体的にどのような意味と機能を果していたかは、つぎの報告をみれば、その大要を推知できると思う。すなわち、

東海道

○ 町方ニテハ地所家屋トモ所有権ヲ移スニハ必ス町頭ノ奥印アリテ官ヘ届出ル例ナリ。村方ニテハ地所売渡ノ名儀ナク質地ヲ以テ名寄帳ヲ書改ルノミ官ヘ届出ル事ナシ。其質地証文ニハ必ス近年不幸統キニテ貢租上納覚東ナキ旨書入レ親類ノ連印アルヲ要ス。右ノ文言ナケレハ名主ニ於テ許可セサル事ナリ。但宅地ノミハ何等ノ事アルトモ所有権ヲ移ス事能ハサル者トス

○ 不動産ハ役場ノ名寄帳ヲ以テ所有権ヲ定メ高付帳ヲ以テ官ヘ届出ル例ナリ。耕地ハ永代売買ヲ許サス敷地ト号シ金ヲ得テ十箇年間譲渡スル事ナリ。貢租村費トモ金ヲ出セシ者ニテ担当ス。其期ヲ過テ請戻ササレバ流地トナリ所有権ヲ移ス事ナリ。敷地証書ニハ親類組合ノ連印ニテ村役人ノ奥印ヲ要ス。…… (風早八十二 解題全国民事慣例集 日本評論社 一九四三年八月 一八二ページ)

南海道

○ 村方ニテ田畑所有ノ権ハ庄屋手元ニ名寄帳アリ高反別持主ノ名前ヲ詳記ス町方ニテ家屋敷所有ノ権ハ明細技付帳アリテ間口奥行持主ノ名前ヲ詳記ス所有権移ル毎ニ其名前ニ張紙シテ大年寄ノ検印ヲ受ク。

○ 村方ニテ庄屋手元ニ大下ケ札ト号スル帳アリ田畑ノ高反別持主ノ名ヲ記シ小下ケ札ト号スル紙ニ之ヲ写シ持主之ヲ所持シ所有権ヲ定ム。皆郡奉行代官ノ印形アル者トス。町方ニテ町頭手元ニ寸検帳アリ家屋敷地ノ間口奥行持主ノ名ヲ記シ所有権ヲ定ム譲渡シノ時ハ双方組合連印ノ願書ヲ出シ町奉行ヨリ許可書面ヲ渡ス (同上 一九〇ページ)

西海道

○ 山林田畑ハ村役場ニ名寄帳アリ高反別字並ニ持主ノ名ヲ記シ持主ハ譲渡証文ヲ所持シ所有権ヲ定ム。町方家屋敷ハ其町毎ニ譲渡帳アリ譲渡ノ書面ヲ書統キ大年寄連印シ町奉行裏印シ所有権ヲ定ム (同上 一九一ページ)

とされている。また、地租改正のための、租税寮改正局日報をみても、同様の事例がみられる。たとえば、一八七二年（明治五年）一〇月一二日の青森県伺（租税寮日報 明治五年 第三〇号）には、つぎのような記載がなされている。すなわち、

『地券渡方之儀今持主ヨリ実価為申出従前之沽券有之分ハ突合セ検査上地券相渡……』（明治初年地租改正基礎資料 上巻 七三ページ）

とされている。また、同じく、一八七三年（明治六年）二月一五日の佐賀県伺（租税寮日報 明治六年 第七号）には、つぎのような記述が記載されている。すなわち、

『貫属屋敷売買等之節地所違乱無之為ノ旧藩之砌屋敷地四境之屈曲間敷道垣堀川等之分課迄沽券状左ニ略記之通相渡置候向モ有之候処今般御発行之雛形ニ者何分右等之筋者難致記載去仲人々兼而心得居候……』（明治初年地租改正基礎資料 上巻 一五〇ページ）

とあり、これらの『伺』によっても、各地で相当完備した沽券状が存在していたことが、推知できるだろう。

このように沽券状は、その名称もまちまちであり、また、法的性格も同様であるとはいえなかった。しかし、民間において、たんに土地取引上の慣行として、事実上なされていた土地取引に対して、領主的公認をあたえ、公認することをしめす証書としての意味をもつ点では、共通した法的意味をもっていた。つまり、封建領主の側からも年貢を確保するために権威が付与され、土地取引の便宜上の手段として利用されたのである。この、封建領主の側からする権威の付与は、郡奉行代官ノ印形を押捺・奥書することによって、なされていた。従って、ここでは、沽券状は土地取引の単なる私的証拠としてではなく、あくまでも、土地取引の領主的公認と公証としての意味をもつものであつた。

た。そこから、直接の反射的効果としての土地所有の事実を公証——租税負担者の確定のための——する、公的証拠として利用されたわけである。だが、ここではまだ、充実に土地所有の事実を証する、公的証拠としての法的意味の付与は、なされていないかつたといえる。この沽券状のもつ法的意味は、明治維新以後の土地立法によって承継された。これは、明治維新以後の土地立法が、旧慣を踏襲したという法的根拠から、法論理的必然性をもって導かれる。そして、こうした見解は、裁判所によっても一般的に確認されていた。これは、つぎの裁判所の伺によっても、明らかであろう。たとえば、一八七四年（明治七年）三月三日の京都地方裁判所からなされた、司法省への伺には、つぎのような記述がみえている。すなわち、

『西京市中ノ如キ元來地租免除ニシテ沽券状ト名付ケ地方官ニテ保護ノ調印ヲナシ下渡有之、地所売買ノ節ハ時改メ其都度官ノ押印ヲ請ケ、之ヲ沽券ニ繼付シ金穀ヲ借用スルニ為抵当斯ノ沽券状ヲ債主ニ渡シ……』(史官編 法例纂纂二 一一〇八ページ)

とされている。また、『大審院民事判決録』(一八七九年五月)には、山形県最上郡で『土書』というものが、名主の作成・署名によって、土地所有者に渡されていた慣行が存在していたことを指摘して、つぎのように記述されている。すなわち、

『世間ノ沽券状ト同一ノモノテ……宝曆十三年旧領主檢地繩受領内一般改正シタル節ノ土書ニテ從來地所売買制禁ニ付地所讓渡ノ節ハ土書ニ讓渡証書相添ヘ村吏ノ奥印ヲ受ケ領主代官聞届ノ書面ヲ添テ地所引渡ヲナシ土書所持セルモノヲ以テ地所所有主タルヲ証スル一般ノ慣習ナリ』(同上 二ページ以下)

となしている。また、秋田県秋田郡にても、同様の事例であったことを指摘し、つぎのように記述されている。すなわち、

『其所有ヲ証セシメ土書ト称ヘ檢地帳ニ登記セル反畝歩取米等ヲ其儘写取其他ノ庄屋肝煎之ニ調印シテ渡シ置ク風習……』  
(同上 一八七九年一月二日 三九〇ページ)

とされている。これらの事例によって、いうまでもなく、沽券状が土地所有をしめす公的証拠とされ、従って、土地の移転や担保の場合に、重要な機能を現実にも果していたことを知る事ができる。こうして、徳川封建社会の沽券状制度は、明治維新以後においても廃止されることなく存続させられた。<sup>(5)</sup>しかし、沽券状に対する領主的権力による公認は、一八六九年(明治二年)の版籍奉還によって、明治政府にとって代えられることになった。これは、一八七四年(明治七年)三月二日における、京都府から内務卿宛の伺によって、明らかである。すなわち、

『従前沽券帳ト唱軒別ニ地画并建家土藏等書載セ候書面於当府庁相改割印相調己後売買譲与之節ハ同様割印之上都テ持主ニ下渡候付右ヲ的証トシテ都合ニ寄建家売買或ハ証券状ヲ質物ニ差入レ専ラ融通イタシ居候』(内閣文庫所蔵 京都府史料 第三四冊)

とされている。そして、一八七二年(明治五年)二月二十四日の、『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)によって、地券(壬申地券)が授与されることによって、これまでの沽券状は、廃止されることになった。これは、一八七三年(明治六年)三月の京都府達第一七八号によっても知ることができる。同達は、つぎのようになってゐる。すなわち、

『従前沽券状書替之節冥加金上納致来候処今般地券発行ニ付テハ自今廃止候事

但旧来之沽券状ハ此度銘々地所代価申出候節一同取束ネ其町長ヘ可差出事』(内閣文庫所蔵 京都府史料 第三四冊)  
とされている。同様の事例は、東京府の一八六九年(明治二年)四月の町触にもとづく沽券状継書にも、しめされている。それには、つぎのようになっている。すなわち、

明治初年の土地所有権の法的性格について(三)

明治初年の土地所有権の法的性格について(三)

九八

『二年四月

東京府下町地讓与沽券状書繼割印願書案

東京町触

組々世話掛

中年寄共

町敷讓渡ノ沽券状へ割印致シ可遺旨布告致シ候ニ付テハ以来沽券状繼書へ印形致シ候節別紙雛形ノ通願書相認印形取揃地所讓受候モノヨリ割印之儀願出候様可致候尤地所讓渡ノモノ並右へ加印致シ候五人組中年寄トモ差漆罷出候ニ不及候

〔雛形略〕

とされている。また、一八六九年(明治二年)五月一七日の、東京府中町名改正に際してなされた、東京府町触によると、つぎのようになっている。

『二年五月一七日

東京市中沽券状改正

東京府町触

町屋敷讓渡又ハ売買之節繼書割印其外ノ儀ニ付先達而相触候処、右割印之儀ハ爾來之分而已之処、今般町銘相改候上ハ在来沽券面之町銘并地面ケ所付等モ相廻致シ彼是紛敷候間、府内町屋敷是迄之沽券状不残相廃止別紙雛形之通下地面限沽券状相認写共ニタ通り来ル六月中ニ差出可申、右へ見留印之上本紙ハ下戻可遺、且繼書之度毎モ右同様相心得額出可申。就而者市中町屋敷之内東京府下之印無之分沽券状ニハ不相立候。其余ハ都而相触候相心得可申候事。今般市中沽券状改正ニ付而者、是迄六尺五寸間六尺間兩様ニ相成居、京間田舎間之断書不致候而者分り兼、不都合之儀モ有之候間、以来六尺間ニ相改可申候。右之趣町中無洩可触知者也

〔雛形略〕

とされている。これらの事例は、いずれも、徳川封建社会において、事実上の土地取引に実際に利用されてきた沽券



状が、旧慣そのものを承継した、明治維新以後の土地立法においても、公認されていたことを示している。だから、一八七〇年（明治三年）六月に神田孝平が建議した、『田租改革建議』のなかで、『先ツ田畠売買ヲ許シ毎田ニ其ノ沽券ヲ作ラシム可……』<sup>(6)</sup>となし、また、地券発行に関する、大蔵卿大久保利道・大蔵大輔井上馨連名の、『地所売買放禁分一税施設之儀正院伺』（大蔵省伺）のなかでも、『地所永代売買ヲ許シ各所持ノ沽券ヲ改メ……』となしている。そして、一八七二年（明治五年）七月に大蔵省が地租を全国的に改正すべき旨を各地方官に達し、地方官の意見を徴しているが、これには、つぎのようになされている。<sup>(7)</sup>すなわち、

租税改正ノ大旨各地方官へ達

租税者経国之要務政府之大任固ヨリ不待論之処去ル戊辰御一新継テ辛未年廢藩置縣之後モ租税法者先ツ旧慣ニ從ヒ候振合候処追々時勢文明ニ赴キ候ニ就而者全国之租税法一途ニ出テ偏重偏輕之婁ヲ相改中正公平ノ法ヲ被設候御趣旨ヲ以去年以來追々伺済旧来之租税法ハ漸々相改メ遂ニ全国一般沽券租法施行可相成積ニ付猶御規則等者不日御通達可申候得モ爾後之心得振モ可有之候間此段各位迄申進置候猶御見込モ有之候者拙者共迄御申越有之度此段申進候也

租 税 頭 陸奥宗光

租 税 権 頭 松方正義

となしている。これらの事例は、いずれも、『沽券』という用語を慣用語として、使用していたことをしめしている。<sup>(8)</sup>

(1) この点について、『若山儀一全集上巻』（東洋経済新報社 一九四〇年九月）の『正名文明主権之議或ハ岩倉右府建議草案』の解題によると、つぎのように記してある。すなわち、『岩倉公実記』の編者によれば、この全文は、全く公の意見書として掲げられているのであるが、その真の立案・起草者は、実は公ではなく、わが若山儀一氏こそ、その人であったのである。即ち、右の、『岩倉右府建議草案』の表紙には「儀一起草」と特記してあり、「正名分明主権之議」（これは、岩倉右府建議草案を、更に清書して、題目を付したものである。）の方には、「此稿僅ニ一本ヲ存スルノミ依之御一閱ノ後御還ヲ乞ヒ奉ル」

明治初年の土地所有権の法的性格について (三)

明治初年の土地所有権の法的性格について(三)

100

と表記せられているのによつて、這般の消息は頗る明瞭である』(同上 三ページ)とされている。

(2) 前項(三) 一八七二年(明治五年)以降の土地立法の変遷)で、この点を明らかにしている。(立教経済学 研究 第二二卷 第四号一〇六ページ以下参照)

(3) 平野義太郎 日本資本主義の機構と法律 明善書房 一九四七年四月 二〇四～二〇五ページ

(4) 田中久隅 民間省要、福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六四年九月 一一五ページ

(5) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六四年九月 六九ページ

(6) 明治財政史編纂会 明治財政史 第五卷 丸善株式会社 一九〇四年一月 三一七ページ

(7) 明治財政史編纂会 明治財政史 第五卷 丸善株式会社 一九〇四年一月 三二六ページ

(8) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六四年九月 六六ページ

## 五 明治初年の地券制度の意味

明治維新以後、土地関係にあつても、旧價が承継された。そして農業における、商品⇨貨幣經濟の進展によつて生じた、事実上の土地に対する私的所有が、法的権利として法制度上で確立されることになった。それは、一八七二年(明治五年)二月の、『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)とそれにもとづく、一八七二年(明治五年)二月二四日の、『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大藏省達第二五号)による、地券(主申地券)の交付によつてである。すくなくとも、地券交付によつて外形的・法形式的に、土地に対する私的所有権は、完成させられたとなしうるだろう。では、この地券制度のもとで、地券はどのような法的意味を与えられたのだらうか。地券に表現された、土地に対する私的所有の法的意味を説明するには、まず、つぎのことが検討されなければならない。いうまでもなく、ここで地券制度のもつ法的意味を特に問題とするのは、つぎの理由にもとづいている。すなわち、筆者はこれまで、旧民法や明治民法の法

的性格の解明のため、若干の基礎的作業をなしてきた。これらの作業にもとづく諸論文は、『旧民法と明治民法』（青木書店 一九六六年十月）として、まとめられている。そして、さらに「そうした解明を深めてゆくために、『近代的所有権の形成と構成』（立教経済学研究 第一九卷第四号）第二〇卷第四号（一九六六年一〇月）一九六七年一月）によって、明治初年の所有権を課題としたわけである。ここでは、旧民法や明治民法の所有権規定の法的意味の確定という視点に立って、分析と究明がこころみられている。ところが、明治初年の所有権規定を問題とする場合には、当然のことながら、歴史的に先行するはずの、土地に対する所有権が、いかなる意味において人々に定着されるかを問題とせざるをえない。このため、明治初年の土地所有権を解明せざるをえなくする。こうした視点に立つかぎり、地券制度が課題となるのは当然であろう。だが、このことは、地券制度自体の、たんなる法史的究明をなすということではない。さて、前記の、『近代的所有権の形成と構成』（立教経済学研究 第一九卷第三号）第二〇卷第四号）のなかでは、旧民法によって規定されていた、土地所有権の法的性格を、つぎのように指摘しておいた。すなわち、

『旧民法の土地所有権にあつては、用益権との間に明治民法の土地所有権と異つて、從屬關係をかならずしも認めていなかった。そこでは現実の土地耕作者としての農民の用益権を、所有権と並列關係において把えようとしている。』（同上 第二〇卷第四号 二〇三ページ）

と指摘した。ここでは旧民法と明治民法の所有権規定が、同一の条文的表現形式をとっていても、その法的性格は異つた意味をもっていること。そして、かかる差異は旧民法と明治民法との制定における、具体的な社会・経済的条件の差異にもとづくことを明らかにした。だが、それにもかかわらず、土地に対する所有権規定にあっては、所有権規定の法的性格の差異にかかわらず、たんに土地に対する私的所有権を意味していたという点で、共通した法的性格を

もつに過ぎなかったことを指摘しておいた。ここでは、旧民法にあつても、また、明治民法にあつても、土地関係に對して、明治政府の維持し擁護しようとした寄生地主制と、農業の犠牲にもとづいて、日本資本主義を發展させてゆくための法的規制として、土地所有権が規定されたからである。しかも、そうした土地に對する所有権の法認は、明治政府によつて承継され、承認された沽券状を、一八七二年(明治五年)二月の、『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)にもとづき、地券制度による地券にとつて代えることによつて、法認されたのである。そして、これまでの沽券状のもつ、事実上の土地取引の公認と公証という性格から、土地に對する私的所有権の公証という性格に転化したのである。明治初年の地券には、こうした土地に對する私的所有権の公証という法的性格を認めることができる。これは明治維新以後の土地関係の實際を反映したものととして、表現されていると考えられる。

こうして、一八七二年(明治五年)の、『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)によつて法認された、土地所有権の法的性格は、当然に地券そのものの法的意味を決定する。そのため、法認された土地所有権が、どのような社会・経済的条件によつて導き出されたかを、説明する必要がある。これは、すでに検討したところである。と同時に、地券に表現された土地所有権が、こうした土地所有権と照応関係にあつたかどうかの検討も必要とすることになる。これは、法制度が現実の社会・経済的条件を土台として規定されること、しかも、国家の意思を通過することによつて屈折したものとなつて表現されるためである。従つて、現実の社会・経済的条件によつて形成される土地関係に對して、明治政府がどのようにそれを指向するかという、国家的政策を含んだものとしてあらわれざるをえない。このことは、土地立法のなかで地券制度自体がどのような意味をもっているかという点についての説明を必要とすることになる。一八七二年(明治五年)以後の土地立法の変遷を图示すると、つぎのようになる。

明治初年の土地立法の変遷（その二）

1872年(明治5年)～1873年(明治6年)7月 『地租改正条例』まで

明治初年の土地所有権の法的性格について (三)

年次	区分	名称
1872年(明治5年)		
1.	大蔵省達	地券発行地租収納規則
2. 15	太政官布告第50号	地所永代売買ノ解禁
2.	東京府達	地券申請地租納方規則
2. 24	大蔵省達第25号	地所売買譲渡ニ付地券渡方規則
3. 25	太政官布告	地所名称区分改正
4.	太政官布告第124号	地所外国人へ売渡・地所地券等書入禁止
6.	太政官布告第187号	華土族平民身代限規則
7. 4	大蔵省達第83号	一般ノ地所へノ地券交付
7. 25	大蔵省達第93号	社寺領低価ヲ以テ払下
7. 25	大蔵省達第94号	地所売買譲渡ニ付地券渡方規則増補
8. 27	太政官布告第240号	地代店賃諸奉公人給金等ノ事
8. 28	大蔵省達第115号	地券渡方規則第1条第2条改正
9. 4	大蔵省達第126号	地券渡方規則第15条以下相違
9. 14	大蔵省達第132号	地券渡方規則増補達94号中第1条改正
10. 30	大蔵省達第159号	地券渡方規則一部追加修正
11. 28	大蔵省達第175号	地券渡方改正規則(達175号)第2条ノ地稅表並ニ凡例
1873年(明治6年)		
1. 13	太政官布告第9号	動産不動産質物ノ事
1. 17	太政官布告第18号	地所質入書入規則
2. 7	太政官布告第40号	貸金銀利息ノ儀
3. 5	太政官布告第92号	金穀貸付法律上ノ利息ノ儀
3.	京都府達	従前沽券状……地券発行ニ付テハ自今廢止候事
3. 25	太政官布告第114号	地券発行ニ付地所名称區別共更正ノ事
6. 8	太政官布告第194号	田畑石高ノ稱ヲ廢シ反別ヲ以テ換用ス
6. 8	太政官布告第195号	金穀ノ借主身代限ニ付請人証人ノ區別廢止貸借請人証人弁済規則
6. 22	太政官布告第218号	各府県下諸省使寮司御用地有之向ハ坪數取調地券ヲ渡ス
7. 15	太政官布告第246号	米麦海外輸出ヲ許ス
7. 17	太政官布告第247号	訴答文例
7.		地所貸借規則ノ制定ノ上申ニ太政官同意ノ事
7. 28	太政官布告第272号	地租改正条例

これによつて、地券制度は、一八七一年(明治四年)二月二七日の『東京府下武家地町地ノ称ヲ廃止シ一般地券發行地租賦課』(太政官布告)——一八七二年(明治五年)二月一五日の『地所永代売買ノ解禁』(太政官布告第五〇号)——一八七二年(明治五年)二月二四日『地所売買讓渡ニ付地券渡方規則』(大藏省達第二五号)——一八七二年(明治五年)七月四日の『一般ノ地所ヘノ地券交付』(大藏省達第八三号)という、一連の土地立法によつて實現されたことが解るだらう。<sup>(1)</sup>すでに明らかにしたように、農業に商品ノ貨幣經濟が浸透したことによつて、地主ノ小作人關係という經營形態が普遍化してきた。しかも、この地主ノ小作人關係は、これまでの歴史的な社会・經濟的条件に規制されて、種々雑多な形態をとつてあらわれていたのはいうまでもない。このことは、土地關係を複雑なものとした。『地方凡例録』(日本經濟大典第四卷)では、小作・別小作・永小作・名田小作・家守小作・入小作に分類し、それぞれについて、つぎのように説明している。すなわち、

『一、直小作トイフハ田畠ヲ質ニ入レ地主直ニ致小作ヲイフ小作証文年季ハ質地年季ニ応ス尤直小作ハ別ニ小作証文コレナキカ質地本証文ニ致小作段書入有之バ出入等ノセツ申訳相立ツコトナリ

一、別小作ト云フハ田畠質ニトリ地主ニ無構金主ヨリ他ノ者ヘ為致小作ヲ云証文ハ年季ニテモ一ケ年ニテモ勝手次第第二イタス  
一、永小作トイフハ質地ノ小作ニハ無之自分所持ノ田畠年季無之數十年小作致サセルヲイフ永小作ハ地主ニテ無謂地面トリ上外ノ者ヘ為作儀ハ成難シモシ小作米滞地主ヨリ訴出レバ小作米ハ吟味之上定法通り濟方申付小作ハ前々之通りイタサセル然ドモ年貢不埒ノセツ有之カ又ハナソ格別不埒ノ子細有之バ地面トリ上地主ヘ相渡ス小作定米証文等ハ別ニ替ル事ナシ尤永小作ノ田地作人方ニテ質ニ入又ハ人ヘ小作ニ渡ス事禁制也當時ハ永小作ト云儀少ク十ケ年ヨリ長年季ニハイタサザルナリ

一、名田小作ト云フハ質地ノ小作ニハナク、田畠多所持イタシ手作ニ余リ小百姓ヘ數年為作置ヲ名田小作ト云フ二十ケ年以上ニナレバ永小作ニ准ズ若シ及出入タル時証文有之カ地主帖面ニ印形取置ケハ及沙汰証文モ無之帖面ニ印形無之バ地主不念ニ付無取  
上

一、家守小作ト云フハ田畠反別多ク小作ニ入ル時地主世話届キ兼小作人ノ世話人ヲ立入レ付ノ世話ヲ為致小作地ノ内何歩トカ極メ家守給ニ為作年貢諸役ハ地主相勤ル尤請人為立家守請狀取之家守給ノ外致小作ハ外並小作証文差出サセル若小作証文ナレハ当人受人兩人ニ濟方申シツケ於滯ハ兩人共身上限申付ル

一、入小作トハ他村ヨリ致小作ヲ入小作トイフ別ニ小作ノ仕法ハ替ル事ナン』(同上 二〇〇〜二〇一ページ)

となしている。こうした、複雑な小作関係をともなつた土地関係をふまえて、地券を誰に交付するかは、重大な問題を提起することになるのは、いうまでもなかった。地券が、地主に交付されることは、農民のもつこれまでの耕作権を維持されるかどうか、重大な作用を及ぼすことになる。これまで、地券発行は地租改正の準備手段という視点で、把握されてきた。確かに、一八七二年(明治五年)七月の、『一般地所へノ地券交付』(大蔵省達第八三号)による、一般地券(改正地券)の発行は、それ以前の一八七二年(明治五年)二月の、『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)による地券(壬申地券)と異つて、直接に地租改正の準備という役割を果たしたことは事実である。しかし、地券を土地関係に対する明治政府の政策に視点をおいて把えることも可能である。なぜならば、明治維新が政治的変革であるかぎり、土地改革を必要とする。それは、封建的権力関係の物質的基礎となる、封建的土地関係にもとづく、農民に対する収奪関係や領主的土地所有の取分を变革し、封建的諸関係を再整理することが必要であったからである。それなしには、明治政府は安定した政治権力を維持することはできなかった。ことに、癩藩置県直後の一八七二年(明治五年)の時期においては、明治政府は自己の政治的基礎の整備のために、農民の力を利用せざるをえなかった。明治維新直後の土地立法で、旧慣を継受した立場から、土地に対する自由処分を法制度上で承認する法律的転換は、農業生産における商品⇨貨幣経済の進展という事実にたつて、封建的諸権力の物質的基礎を掘りくずし、新しい政治的権力の物質的基礎を作出するという、政治的企図を表現していた。

明治初年の土地所有権の法的性格について (三)

一〇六

こうして、明治政府による地券制度の導入は、これまでの封建的土地関係——検地帳体制による——を打破し、農民自身の封建的拘束からの解放を実現した。地券の一般的発行が公布された直後の、一八七二年（明治五年）八月には、大蔵省からつぎのような布達がなされている。すなわち、

明治五年八月大蔵省布達一一八号

一、従前土地ノ風俗ニ依リ旧慣ヲ私法トナシ候類間々有之或ハ祖先ノ代ニ召仕候者へ地所ヲ付与致シ候分其子孫ニ至ル迄家抱杯ト唱へ家来同様ノ扱ニ致シ一村ノ者同輩ニ見做サス或ハ他ヨリ入村スル者ハ水呑ト唱へ是又同輩之交不致ノ類間々有之人民協和交際之道ニ相反キ候間右等旧慣ヲ以テ家格相立候義堅可令禁止事

一、古来荒蕪ノ地ヲ拓キ一村ヲ取立候者之ヲ草分ケト名付ケ旧家タルノ故ヲ以テ他人ヲ輕蔑致シ往々非義ノ挙動致シ候者有之趣最祖先ノ功績ニ誇リ今日ニ至リ他人ヲ凌ク可キノ理無之候間自今右等ノ唱へ令禁止暴慢ノ所業致ス可ラサル事

一、農業ノ傍商業ヲ相営ミ候義禁止致候向モ有之候処自今勝手タルヘキ事

(中略)

一、不定地年季ヲ定メ割替致シ来候向ハ向後持主相定可申事

一、田畑勝手作ノ儀既ニ辛末八月御差許有之儀ニテ漸々米作ヲ減シ桑茶漆楮土地ニ相応スル物品或ハ牛馬羊家ノ牧畜等常々心掛ケ充分物産繁殖ノ方法可相立事

但追々外国ヨリ草木禽獸類勸業寮へ相集候上分配試験可致管ニ付有志ノ者ハ其筋へ可願出事

とされている。ここでは、地租改正の直接の準備とされる一般地所への地券交付にたいしても、封建的支配体制の末端機構であった村の再編成がなされていることをみれば、明らかであろう。また、一八七四年（明治七年）三月四日に、内務省はつぎのように指令している。すなわち、

『地券ハ其家ニ付与スルモノニ非スシテ其人ニ付与スル……一家ノ戸主ニ無之候共一己ノ私財ヲ以買受又ハ自己私有ノ地ヲ他へ売渡候儀承届不苦候……尤売買共戸主ノ連印ヲ以テ取扱フヘシ』（明治七年三月四日 内務省指令）



となしている。そして、さらに一八七四年(明治七年)六月三〇日には、内務省はつぎのように指令した。すなわち、

『戸主ニアラサルモ自己ノ名前ヲ以テ地券所持苦シカラスト雖モ地券ハ戸主ノ名前ヲ肩書シ授与スヘシ』(明治七年六月三〇日  
内務省指令)

とされた。また、一八七五年(明治八年)二月一九日の内務省伺に対して、太政官は一八七七年(明治一〇年)四月二七日に つぎのように指令している。すなわち、

『第二条 地券ハ其人ニ付与スル者ト雖モ養子中ニ得タル地券ハ総テ離縁ノ節持去ルヲ許サス

但実家ヨリ付与スル分ハ此限リニ非ラス』

とされた。しかし、一八七八年(明治二年)一月一六日に、内務省はつぎのように指令している。すなわち、

『戸主ノ連署ヲ要スル義ト心得ヘシ……但別ニ一家ヲ建テ戸籍ノミ家族タルモノノ如キハ此ノ限ニアラス』(明治二年一月  
一六日 内務省指令)

となしている。<sup>(3)</sup> これら一連の指令の推移によって、地券に表現された土地に対する私的所有権が、一方では個人的な財産としての法的構成をもって把握されていること、そして、他方では、なお家産としての法認識がつきまとうていることを理解させてくる。これは、家族の家父長制的家制度による構成の法理的反映に過ぎないが、土地に対する私的所有権の法理的構成のためには、そうした家制度の拘束からの脱却を必要とすることをしめしている。しかし、土地に対する私的所有権も、まだ完全な意味では、家制度による拘束から解放されていなかったことが、明らかである。<sup>(4)</sup> これは、土地に対する私的所有権が、権利ニ義務関係を前提条件として構築されている、近代法上の権利としての法的性格をもっていないことを意味するであろう。

これらの法的事実、地券交付が地租改正の準備的手段としての役割を果すと同時に、そのためにだけに企図された明治初年の土地所有権の法的性格について(三)

ものでないことをしめすであらう。<sup>(5)</sup>それは、土地関係が、明治維新以後の政治権力の物質的土台を組成するものとして、再構成されることを必要としたからである。ここでは、明治政府がどれだけの土地改革を実現しようとしているのか、つまり、どれだけ封建的土地関係を崩壊させようとなしていたかという、政治権力側における政治的企図と結びついていたといえる。明治維新の政治的変革を実現した階級的諸関係は、当然に土地関係に表現されることになる。従って、土地に対する私的所有権の法認という法的意味にも、この明治維新の政治的変革をなしたとげた、階級的諸関係が持込まれているはずである。ここから、土地に対する私的所有権を、たんに抽象的な法的概念構成に従って解釈してはならない理由が導き出されることになる。このように、土地に対する私的所有権を抽象的に法的概念構成し、それを強調することによって、地券がそれを荷載する物質的素材となすことになる。こうして、地券と農民の土地所有の願望とを、直接に結びつけることができ、このことによって、地券の授与を円滑に実現することを計ったのである。このことは、一八七二年(明治五年)二月二四日の『地所売買譲渡ニ付地券渡方規則』(大蔵省達第二五号)による地券(壬申地券)の交付が、やがて、地租改正の実施を前提としてなされた、一八七二年(明治五年)七月四日の『一般地所へノ地券交付』(大蔵省達 第八三号)によって、一般地券(改正地券)へと切換られることになると、地券そのものが、あたかも権威的な力をもつような表現形式をとることによって、農民を引きつけることによって、地券自体の発行を実現しようとしたことでも、理解されるであらう。

いうまでもなく、こうした地券授与の権威的形式の付与は、明治政府が農民を自己の側に引きつけるためにとられた措置であるとなしうる。このことは、一八七三年(明治六年)四月五日の、大蔵省地方官会同のとき、大蔵省租税寮は『地券ノ発行スルノ益』(地租関係書類彙纂三三 明治前期財政資料集成第七卷)で、五ヶ条をあげて、その見解をしめし、

地方官を通して組織的に宣伝をなしていることでも明らかである。<sup>(6)</sup> それによると、

『人民所有ノ權利ヲ固定シテ紛争ヲ防ク……一タヒ券状ヲ受ケ其地ヲ所持セルノ確証ヲ得ルトキハ仮令政府ニ於テ其ノ地必要ノコトアリトモ一般公利ノタメニスルニ非ル外ハ総テ之ヲ買上クル能ハス。漏シヤ他ヨリ防障ヲ為ス能ハサルハ勿論ナリ。而シテ其持主ニ於テハ之レヲ自由スルノ權理アレハ人ニ貸シ与フルトモ又ハ売却スルトモ或ハ質入抵当トシテ金錢ヲ借ルトモ聊妨アルコトナシ』(同上 三一八ページ)

となしている。ここでは、土地所有と土地処分<sup>(7)</sup>の自由とが強調されている。地券発行は、こうした政治的企図と結びつくものであった。地租改正は、資本の本源<sup>(8)</sup>的蓄積——地租の増収によって農民から収奪し、殖産興業に投下する——によって、日本資本主義の発展の条件を作出するものであった。この前提として、地券発行が結びつく。だが、そうした経済的条件の作出は、これまでの封建的権力の経済的基盤の打破と、その後、自己の政治権力を再編成するという、政治的企図とからみついて認識されたものである。このことは、地券発行が地租改正の前提条件の作出という技術的なものであるという視点を拡大させることになる。こうした視点は、当然に、地券発行が地租負担者を確定すること。そして、地租確定のために地価を人為的に確定し、地租収入を日本資本主義の発展のために投下するという、明治政府の財政的企図——殖産興業政策に表現される——と、農業生産力の増大を地主による資本投下によって求めようとする農業政策的企図とが競合していることを知りうる。この両者は、明治維新によって成立した明治政府の政治的企図を、具体的に表現した二側面をしめすものに過ぎなかった。

このように、地券発行は多様な意味をもっている。この地券発行を、土地に対する私的所有権の確認という視点で捉えるならば、農業生産の現実によって生じた、土地に対する支配そのものを前提として、それを法認し、地主に私

的所有権を与えるという、現実的意味をもっていたことをしめしている。ここでは、まだ、権利 $\parallel$ 義務関係が一般的に定着していなかった時期において、地券のもつ私的所有権としての法的表現が、現実の地主 $\parallel$ 小作人関係を固定化し、そこに半封建的關係を農村に残存させる、法的手段として役立たしめられる。明治絶対主義の確立への途上において、農村においては権利 $\parallel$ 義務関係は定着しえなかつたし、これが、明治政府の政治的に作出しようとした企図であることは明らかとなる。だから、地券制度を確立することが、地租改正によって地租収入を確保するために、地主の持つ経済的地位に着眼して、地主に地券を与えたこと自体が、明治政府の政治的企図の具体的な表現として把握できるのである。ここでは、徳川封建社会のもとで、直接生産者であつた農民に貢租義務を負担させ、貢租納入を確保するために、農民の土地に対する耕作権 $\parallel$ 所持を法認することを否定している。そして、たんなる作徳の収益者にか過ぎなかつた地主に地券を交付することによって、逆転した形で租税負担者を確定した。いま、明治初年の歳入についてみると、一一一ページの表のようになる。

この表によって、地租収入は一八六八年(明治元年)の歳入合計比六・一%から次第に増大したが、一八七二年(明治五年)においては三九・八%に止まっていることがわかる。そして、地券交付が具体化した一八七三年(明治六年)以後においては急増し、一八七三年(明治六年)は七〇・九%、一八七四年(明治七年)は、八〇・九%となっている。この地租自体は、地主 $\parallel$ 小作人關係を通して小作人に転化されているのはいうまでもない。だから、明治政府が、農民の犠牲で資本の本源の蓄積を指向した時点から、直接生産者である農民の土地に対する所持 $\parallel$ 用益の法的保護が、大きく後退させられたことを意味している。これは、土地に対する私的所有権を法認するという法形式をとって実現させられた。抽象的な土地に対する私的所有権が、具体的に誰の手に握られるかは、法規上だけではけつて確定され

明治初年の歳入集計

1868年(明治元年)～1874年(明治7年)

(単位 千円)

	明治1年		明治2年		明治3年		明治4年		明治4年10月 ～5年12月		明治6年1月 ～12月		明治7年1月 ～12月		
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比	
地 海 各 種 賦 金	2,009	6.1	3,356	9.8	8,219	39.2	11,341	51.2	20,052	39.8	60,604	70.9	59,412	80.9	
税	721	2.2	503	1.5	648	3.1	1,072	4.8	1,332	2.7	1,686	2.0	1,498	2.0	
関	564	1.7	587	1.7	545	2.6	539	2.4	541	1.1	2,791	3.2	4,639	6.3	
罰	394	1.2	464	1.3	829	3.9	1,784	8.1	1,021	2.0	435	0.5	445	0.6	
工 官 財 処 分 金	—	—	34	0.1	38	0.2	498.2.3(通 302)積可益 210金)0.9	772	1.5	2,222	2.6	2,222	2.6	3,578	4.9
旧 幕 金	50	0.1	50	0.1	72	0.3	60	0.3	298	0.6	2,223	2.6	1,108	1.5	
紙 幣 發 行 貸 付 返 納 金	24,037	72.6	23,963	69.6	5,355	25.6	2,145	9.7	17,825	35.3	—	—	—	—	
借 入 金	135	0.4	4,555	13.2	296	1.4	4,439	20.1	6,057	12.0	1,640	1.9	1,261	1.7	
雑 収 入	4,732	14.3	911	2.6	4,782	22.8	—	—	—	—	10,834	12.7	—	—	
合 計	84	0.4	1	0	13	0.1	55	0.2	18	0	11	0	94	0.2	
	33,089	100.0	34,439	100.0	20,959	100.0	22,144	100.0	50,445	100.0	85,507	100.0	73,445	100.0	

備考 歳入出決算報告書 明治前期財政経済史料集成第2巻 関原也 明治維新と地租改正 ミネルヴァ書房 1966年9月

21, 51ページ

ないし、また確定することゆゑである。それは、土地関係そのものの実際によつて決定されることとなる。従つて、地租負担者が地券所有者＝地主とされてゐる。地主＝小作人関係という農業経営をもつてゐる地主は地租負担を

農民に転化し、實際上の地租は、直接生産者である農民が負担することには変りがない。

いうまでもなく、地租負担を直接生産者である農民に転化するには、地主の小作料取立を、土地に対する私的所有の反射的利益として、一つの法的権能（権利）として承認すればよい。このことは、小作人が国家権力によって、農地に対する耕作の権利を抑制されたことを意味している。そして、小作料の額の決定は、地主と小作人の相対によって確定できることにした。一八七二年（明治五年）八月二十八日の『地代店賃諸奉公人給金等ノ事』（太政官布告等二四〇号）が、それである。それには、つぎのように規定されている。すなわち、

地代店賃ノ儀従来東京府下ヲ始メ間々其制限ヲ立置候向モ有之哉ニ相聞候処以来ハ双方共相対ヲ以取極メ致貸借候儀可為勝手諸奉公人諸職人雇夫等給金雇料ノ儀是亦自今双方相対ヲ以取極メ候儀勝手次第タルヘシ……右之通相達候条各府県ニ於テ管内無洩可触示事

となしている。従って、小作料についても、『自今双方相対ヲ以テ取極メ候儀勝手次第』となり、ここでは、契約の自由が法認されたことを知ることができる。こうして、権利と義務関係が展開する具体的な社会・経済的条件のなかった農村においても、小作料の確定については、契約の自由が導入されることになる。これは、小作人の経済的地位の劣悪を前提として、小作人を強制するという法的作用を果すことになる。従って、契約関係の導入は、地主に対する法的保護を実現することを意味している。こうして、地券によって保障された土地に対する私的所有権は、小作料の相対的な取極めを許容することによって、地主側による約定小作料を得る権利を内容とすることになった。こうして地主は、土地に対する私的所有権にもつぎ、農村における支配的地位を法的にも保障されることになった。たとえば、新川県では、つぎのような事情であったため、内務省に伺出している。すなわち、

『旧金沢富山両藩政中ヨリ村々一定ノ一步ニ付合卸ト取極候小作米ノ定額方今地主私有ノ地所確定候ヨリ一己ノ見込ヲ以テ小作米増方申付小作人不承知ノ節ハ卸地引揚相迫リ候ヨリ小作人ハ貢租改正以前地主私壇ニ旧法変更増方被致候テハ難渋ノ至リ右地被引揚候テハ余稼モ無之生活難相立旨苦情申立……』

となしている。しかし、これに対して一八七五年（明治八年）四月に、内務省はつぎのように指令している。<sup>(9)</sup> すなわち、

『土地所有ノ権ヲ被定候ハ地租改正前ト雖モ小作米増減ハ地主小作人ノ示談ニ任セ可申事』

となしている。これは、地主が土地に対する私的所有権を有する限り、小作料の額の決定は地主||小作人の相對——契約——によって決定されること、従って、地主が土地引揚を主張することは、当然に適法のものであるということである。そして、小作人側が団結して、小作料の引下を地主に対して要求するのは違法であるとなしている。従って、ここでもまた、地主||小作人關係への契約關係の導入が、国家権力による地主保護として作用することが明らかである。租税徴収を明治政府の側からみるかぎり、直接生産者（農民）——↓小作料（租税分土地主ノ取分）——↓地主（租税負担者）——↓地租——↓明治政府という図式で確保しえたのである。このため、直接生産者である農民にとっては、小作關係が二重の圧力をもって押つけられたことを意味するに過ぎなかった。

こうして、地租負担者を確保するためであるという視点から地券発行を把えるならば、これまで、たんに加地子米取得者——それは、たんに土地に対する支配をなしていたに過ぎなかった地主——に地券を交付したことを意味する。<sup>(10)</sup> これを法的視点から捉えれば、土地に対して占有・利益してきた——それは、土地に対する所有の一形態であった農民の事実上の利益——農民に対する権利を否定したことを意味する。ここでは、請負主たるべき地主を領主に對

する年貢から解放し、つづいて、金納年貢請負人としての利廻の法制的保障が実現されたに過ぎなかったことを意味している。<sup>(11)</sup> 明治初年の地券制度は、こうした社会・経済的条件を実現する法的手段として法制的に規定されたものとして、扱えられることになる。ここでは、地券制度は土地関係を権利||義務関係として法的に構築する、たんなる法的外被としての役割を果たしたに過ぎない。<sup>(12)</sup> 現実の農業生産のもつ、地主||小作人関係という半封建的な経済関係を通して、農民が二重に抑圧されることを法的に保障したことを意味している。<sup>(13)</sup> そこで、項をあらためて、地券制度がどういう着想にもとづいて考えられていたかを検討し、さらに、地券が具体的にどのような社会的役割を実際に果たしたかを検討することにしよう。

- (1) 古島敏雄 資本制生産の発展と地主制 お茶の水書房 一九六三年八月 二〇三ページ
- (2) 福島正夫 財産法 法体制準備期 講座 日本近代法発達史工 八ページ
- (3) 中村吉三郎 明治法制史 第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 二八ページ
- (4) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二〇二ページ
- (5) 中村吉三郎 明治法制史第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 四五、四六ページ
- (6) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二〇九ページ
- (7) 福島正夫 地租改正の研究 有斐閣 一九六二年九月 二〇八ページ
- (8) 中村吉三郎 明治法制史 第三輯 清水弘文堂書店 一九六六年一月 四一ページ
- (9) 内務省日誌 明治八年第二〇号
- (10) 花島得二 小作権 松山書房 一九四一年三月 五三ページ
- (11) 服部之聴 増補絶対主義論 二二八ページ
- (12) 地主||小作関係が、近代法上の権利||義務関係として現実に定着することになると、小作人の側におけるこれまでの義務(服従)が、同時に権利に転化することになるわけである。このことは、第一次世界大戦末期において、小作争議にみら



れるように、小作人からの小作権の主張が提起された事実で明らかであろう。こうした場合には、権利||義務関係によって農民に対する抑圧を倍加することを困難にする。

(13) 木村莊之助 日本小作制度論 上巻 叢文閣 一九三六年九月 三七四ページ

——以下次号——